

2017年9月20日

## 2017年9月定例会 一般質問

民進党・県政クラブの田辺一城です。通告に従い、政務調査に基づき、一般質問をさせていただきます。

### <特別支援学校における医療的ケアの体制強化>

最初に、本県の特別支援学校における医療的ケアの体制について、現場で重症心身障がい児の保護者の方や、こうしたご家族を支援する放課後等デイサービスのスタッフの皆さんのご意見などから課題を共有させていただいたことを踏まえ、現行制度の改善と、取り組みの強化を提案します。

「障がいのある子ども、障がいのない子ども、教育を受け、社会で生きていくための基礎を築いていくことは、普遍の権利」との思いから、私は特別支援教育の充実と強化を継続的に求めてきました。どのような障がいがあろうとも、その子どもの気持ちをしっかりと受け止め、最良の教育環境を提供すること。そして、その際に保護者の負担が過度なものとならないよう、行政としての支援を最大限行っていくことが求められています。

本県は今年3月、障がい者差別解消条例を制定しました。この中では「合理的配慮の提供」が求められており、私たちは「障がいのある人(障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整」を、出来る限り、積極的に行っていかなければなりません。

近年、日常的に医療的ケアが必要な子どもの数は全国で増加傾向にあり、本県でも、医療的ケアを必要とする特別支援学校在籍の幼児、児童、生徒に対して看護師免許を有する看護職員を配置して医療的ケアを行う「特別支援学校医療的ケア体制整備事業」を実施しています。事業対象の幼児、児童、生徒数は、10年前の2007年

は 32 人でしたが、今年度は 85 人と大きく増加しています。これに伴い、特別支援学校における看護職員とその配置校の数も増加し、今年度は 14 校 31 人と、過去最高になっています。

こうした状況の中、県立の特別支援学校で学ぶに当たって子どもが医療的ケアを必要としているのに、本県の事業の対象とならないケースが、県内で 6 人いることが分かりました。本県は、事業実施要綱の第 2 条で、「この要綱でいう医療的ケアとは、特別支援学校に通学する児童生徒等に対し、保護者が日常的に実施している医療行為である、たんの吸引、経管栄養、導尿等の行為をいう」と定め、その対象を軽微な医療的ケアに限っており、人工呼吸器や酸素療法の高度な医療的ケアを事業の対象としていません。このため、福岡特別支援学校などに通う計 6 人のお子さんについては、人工呼吸器や酸素療法について現場で看護職員による対応がなされず、保護者の方々は、学校にお子さんがいる時間に、常時待機することを求められています。

すべての子どもには安全で、個々に最適な教育を受ける環境が用意されるべきです。その実現のために、健常な子どもの保護者には求められないことが、障がいのある子どもの保護者に求められるべきではなく、公の責任としてその実現が図られるべきと考えます。この間、本県で医療的ケア体制整備事業が実施され、保護者の皆さんの負担軽減が進んできたことはもちろん高く評価しますが、本県の現状が公の責任として取り組める限界とは思えません。

そこで、教育長にお聞きします。

第一に、特別支援学校において人工呼吸器や酸素療法といった高度な医療的ケアを必要とする子どもに対しても、公として安全で、個々に最適な教育環境を整備しなければならないと考えますが、教育長の考えをお聞きします。そのうえで、こうしたお子さんの保護者の方々の常時待機を緩和し、負担軽減を図る必要性についても、考えをお聞きします。

第二に、私は、本県として、人工呼吸器と酸素療法も医療的ケア体制整備事業の対象にすべきと考えます。現在、原則として保護者対応となっていますが、たんの吸引、経管栄養、導尿と同じく、原則として看護職員が対応することとし、これを事業の実施要綱に盛り込むべきと考えます。あわせて、実施に当たっては、現場で対応する医療的ケアの内容が高度になるため、子どもたちの安全確保などの課題を整理し、取り組む必要があると考えますが、教育長の考えをお聞きします。

第三に、高度な医療的ケアである人工呼吸器と酸素療法について、原則として看護職員が対応することになると、その技量を持った看護師を確保することが必要になり、あわせて、現在よりも高い技量を求めるからこそ、給与水準も上げなければなりません。

せん。こうしたことも踏まえ、高度な医療的ケアに対応できる看護師の確保を意識する必要があると考えますが、今後どのように取り組むのか、教育長の考えをお聞きます。

### ＜人工内耳の体外機買い替えへの助成の促進＞

次に、人工内耳の体外機買い替えへの助成の促進についてお聞きます。

人工内耳とは、従来の補聴器では対応できなかった内耳に障がいを持つ高度の難聴の方が、音を感じることができるようになる装置です。今回、就学前のお子さんが人工内耳を装用している保護者の方からの問題提起を受け、質問します。

人工内耳の装置は、耳にかけて音を電気の信号に変え、耳の奥に送る役割を担う外部装置の体外機(スピーチプロセッサ)と呼ばれる部分などと、手術で耳の奥に埋め込まれて電気の信号を受信し、聞こえるための神経を刺激するインプラントと呼ばれる部分で構成されています。1994年から、約400万円かかる人工内耳を取り付けるための手術・入院や材料費が保険適用されています。

一方、手術で埋め込んだ後も機器を維持していくことが求められています。体外機や空気電池、充電機、充電器の買い替えは、多額の費用がかかり、特に体外機は約100万円に上るなど利用者にとっては重い負担になっている現実があります。

こうした課題を受け、全国各地の先進的な市町村で、体外機や空気電池などの買い替えにかかる費用に対して助成する動きが出てきました。本県では、八女市が2010年から空気電池、久留米市が今年度から空気電池と充電機の助成を実施。そして、最も先進的な筑後市は、人工内耳を装用する小学生のお母さんからの要望を受け、2016年度から空気電池だけでなく、高額になる体外機の買い替えに対しても県内で初めて助成を始めています。さらに、福津市でも、市議会での議員提案があり、体外機の買い替えへの助成について前向きに検討が進められているとのこと。

この体外機などの買い替えへの助成は、障害者総合支援法に基づき、市町村が主体となって実施する日常生活用具給付等事業を使って行われています。市町村はそれぞれ事業の実施要綱を定め、給付対象の用具を指定しており、自己負担を差し引いた額について、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担して助成します。人工内耳の体外機などを助成対象とするためにはこの要綱を改正

する必要があります。例えば、筑後市では 2016 年に要綱を改正し、体外機について耐用年数 5 年、100 万円を限度額に助成することを決めました。

一般社団法人 人工内耳友の会のまとめによると、本県は、人工内耳の体外機などの買い替え助成については、後進県です。近隣の大分県や熊本県では 10 以上の自治体が助成を行っている中、本県は体外機を助成対象としているのが筑後市だけにとどまっており、非常に残念な状況と言わざるを得ません。

なお、聴覚障がいに対応する補聴器については、障害者自立支援法に基づき、厚生労働大臣が「補装具」と定めており、購入または修理に要した費用の 9 割に相当する額が支給されます。この点からも、人工内耳の買い替えに公的支援がない現状は疑問です。

そこで、知事職務代理者にお聞きします。

第一に、高度の難聴の方が人工内耳を装用すること、とりわけ幼少期といった早い段階から装用することの意義について、どのように考えているのかお聞きします。そのうえで、県内 60 市町村で、住む場所によって助成が受けられたり受けられなかったりの格差が生じることは望ましくなく、すべての市町村で助成が実現するよう、県として市町村に対する独自の財政支援も含め取り組むべきと思いますが、考えをお聞きします。

第二に、人工内耳について、補聴器と同じように補装具として位置づけるよう、国に強く求めるべきと思いますが、考えをお聞きします。

#### <世界遺産等の保存と活用>

最後に、本県の世界遺産等の保存と活用についてお聞きします。

ユネスコの世界遺産委員会は 7 月 9 日、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を世界文化遺産に登録すると決定しました。ユネスコの諮問機関イコモスが 5 月に出した勧告は、8 つの構成資産のうち 4 つのみを登録する内容でしたが、一括登録を求めたわが国や本県、また地元の方々が委員国に働きかけた努力が実り、世界遺産委員会の議論では、各国委員から「8 つの構成資産全てを登録すべき」との意見が相次ぎ、最終局面で「逆転」して、全ての一括登録が認められました。関係各位のご尽力に心から敬意を表します。

私も世界遺産委員会の審議と登録の瞬間を、宗像大社に近い「海の道むなかた館」で迎えました。県議会からは守谷正人副議長、堤かなめ県民生活商工委員長、福津

市の阿部弘樹県議、宗像市の吉武邦彦県議が現場で見守り、登録決定の瞬間は、地元の皆さんと一緒に喜びを分かち合いました。伊豆美沙子県議はポーランドの現地でご尽力いただきました。

これからが大切です。構成資産の価値を国内外の多くの皆様そして次世代を担う子どもたちに確実に伝え、そして、宗像・沖ノ島と関連遺産群を本県の観光振興の「核」として、宗像、福津両市だけでなく、私の地元の古賀市や糟屋郡、さらには県内各地、九州へとその効果を広げていかなければなりません。

そこで、第一に、宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存と活用についてお聞きします。ユネスコの世界遺産委員会は、構成資産の中心である沖ノ島への違法上陸対策などの必要性に触れながら、保存活用協議会の設立を求めています。そこで、こうしたユネスコの要請や、宗像、福津両市、構成資産の所有者である宗像大社の意向等を踏まえ、宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存と活用には、どのような課題があると認識しているのか、そのために本県としてどのように取り組むのか、知事職務代理人にお聞きします。あわせて、ユネスコに求められ、今年 10 月にも設置する保存活用協議会でどのように取り組みを進めていくのか、お聞きします。

第二に、原則非公開となっている構成資産の活用についてです。本年 7 月から 9 月にかけて、九州国立博物館において世界遺産・ラスコー展が開催され、私も観覧しました。ラスコー洞窟は、壁画を保存するために、洞窟は非公開となっていますが、その魅力を広く人々に知ってもらうべく、フランス政府公認のもと、精密に再現した実物大の洞窟壁画を展示するなどし、世界を巡回している展覧会です。ラスコー洞窟の全貌を紹介するとともに、洞窟内部の世界を体験することが出来るようになっています。クロマニヨン人が残した芸術的な彫刻や多彩な道具にも焦点をあて、2 万年前にどのような人たちがどのようにして壁画を描いたのか、五感を通して理解でき、大人から子どもまで楽しめる仕掛けが随所にありました。

そこで、世界遺産が人類にとって普遍的な価値を有するものであることを鑑みると、世界遺産となった沖ノ島も原則非公開となっていることから、ラスコー洞窟同様に構成資産を再現し、展示することも、世界遺産の価値を共有する重要な方法と考えますが、知事職務代理人の考えをお聞きします。

第三に、宗像・沖ノ島と関連遺産群を核とした本県の観光振興についてです。2016 年 9 月定例会の代表質問で、わが会派は、本県の山本作兵衛コレクション、明治日本の産業革命遺産、並びに、当時は国内推薦候補であった宗像・沖ノ島と関連遺産群について、それぞれの特性を生かした本県の地域振興について質しました。

今回、宗像・沖ノ島と関連遺産群がユネスコに登録されたことで、本県の観光振興

の新たな核が確立したと考えています。構成資産の周辺には、江戸時代、唐津街道の宿場町だった宗像市の赤間宿、福津市の畦町(あぜまち)宿、古賀市の青柳宿、朝鮮通信使が寄港していた新宮町の相島、そして、昭和初期まで塩田の積出港として栄えた福津市の津屋崎千軒や、「国宝級」ともいわれる多数の馬具が出土している古賀市の船原古墳などがあります。筑前七浦に視野を広げると、鎌倉時代から鑄造が始まった国重要文化財に指定されている芦屋釜があり、豊かな観光資源が点在しています。そして、県内全域に視野を広げると、先行して世界遺産に登録されている明治日本の産業革命遺産の構成資産をはじめ、多くの観光資源が存在しています。

そこで、わが会派としてこうした視点で議論を重ねた結果、宗像・沖ノ島と関連遺産群を本県の「観光振興の核」と位置づけ、市町村と連携し、県内各地のさまざまな観光資源をつなぐことで振興を図っていくべきとの考えに至りました。本県として、宗像・沖ノ島と関連遺産群を「観光振興の核」と位置付けることについてどのように考えるのか、そして今後、県内市町村にもそれぞれ地域資源を効果的に活用できるように、磨く、つまり市町村が主体的・積極的に資源の活用策を検討すること、活用のために環境整備を図ること、官民の連携を推進することを促すなど成果につながる取り組みを具体的に進めることが急務と考えますが、観光周遊ルートの形成をはじめとするこれまでの取り組みとあわせ、どのように振興策を推進していくのか、お聞きします。

(5655 字)